

# Weekly Accounting Review

2009年6月17日 (No.011)

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

## 【今週号のトピック】

- 会計／「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」について
- 監査／「新任監査役ガイド（第4版）」の公表について
- 税務／「2008年度査察（マルサ）の概要」について

## 1. 「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」について（6月11日）

企業会計審議会の企画調整部会は各所からの意見を踏まえ、2月4日に公表していた「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」について、一部変更しました。

[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryou/kikaku/20090611.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryou/kikaku/20090611.html)

主な変更部分の内容は以下の通りです。

### 【任意適用について】

任意適用の時期の明確化

⇒2010年3月期から任意適用を認めることが適当である。

・任意適用の対象となる企業の要件の明確化

⇒任意適用の対象は「国際的財務・事業活動を行っている企業」の連結財務諸表

### 【強制適用について】

・強制適用の時期の具体的明記

⇒強制適用の判断時期は2012年を目途とし、強制適用の時期は判断時期から3年の準備期間を必要（すなわち2015年または2016年から適用開始）とする。

・強制適用にあたっての段階適用の検討

⇒IFRSを段階的に適用するか、一斉に適用するかは強制適用判断時に改めて検討

### 【個別財務諸表の開示のあり方について】

⇒個別財務諸表の開示のあり方については強制適用判断時に改めて検討

上記に加えて、当該「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」が正式に採択された場合における連結財務諸表等規則、財務諸表等規則の案についても提示がされていますが、まだ仮の状態のものとなっております。

## ショート・コメント

上記変更後の「我が国における国際会計基準の取扱い（中間報告）（案）」は近々に企業会計審議会総会にて正式に承認される見込みです。

## 2. 「新任監査役ガイド（第4版）」の公表について（5月29日）

日本監査役協会のケース・スタディ委員会は「新任監査役ガイド（第4版）」を公表しました。

[http://www.kansa.or.jp/siryou/elibrary/el\\_003.html](http://www.kansa.or.jp/siryou/elibrary/el_003.html)

これは内部統制報告制度への対応状況等や法務省令の改正などの状況変化に対応するため、更新が行われたものです。

## 3. 「2008年度査察（マルサ）の概要」の公表について（6月15日）

国税庁は「2008年度査察（マルサ）の概要」を公表しました。

<http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2009/sasatsu/index.htm>

2008年度の査察結果調査の主な概要は以下の通りとなっています。

### (1) 件数

2008年度の査察の着手件数は211件と過去4年（着手件数は210件～231件で推移）とほぼ同程度です。また、同じく告発件数も153件と過去4年（告発件数は150件～166件で推移）とほぼ同程度になっております。

### (2) 脱税額

2008年度の脱税額は350億円と過去4年（2004年度：282億、2005年度274億、2006年度：303億、2007年度：353億）に比して平成19年度と同じく高い水準となっております。

### (3) 告発の多かった業種・取引、脱税の方法

2008年度告発の多かった業種・取引と脱税の方法は以下の通りです。

- ・ 鉱物・金属材料卸（脱税方法：売上除外）
- ・ 不動産業（脱税方法：無申告）
- ・ 人材派遣業（脱税方法：従業員から徴収した寮費等の雑収入除外、課税仕入に該当しない人件費を外注費に科目仮装）

### (4) 不正資金の隠匿場所

脱税により取得した不正資金の隠匿場所は様々でしたが、以下が例示されております。

- ・ 所有する畑の土中
- ・ 居宅のロッカー、親族居宅の金庫
- ・ 居宅エレベータの床下の機械装置内
- ・ 居宅の米櫃及びポット内、風呂場の天井裏

## ショート・コメント

査察事件の一審判決については2008年度も含め、過去3年間ですべての判決が有罪となっています。す

なわち、脱税により告発された場合は有罪になる可能性が非常に高いと言えるでしょう。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / [t-hashimoto@esnet.co.jp](mailto:t-hashimoto@esnet.co.jp)